

甲午年五月十五日陰家婢子小娘子榮進客目

赤木崇敏

はじめに

敦煌文獻の中には、婚禮に際して吟詠される詩文や、儀式の次第と婚書の書式を収める書儀の類が多数残されている。唐五代の典籍には婚禮習俗に関する記録が乏しいために、これらの資料は早くから注目を集め、当時の婚禮の復元に利用されてきた¹。また、莫高窟や榆林窟など敦煌の石窟群に描かれた彌勒經變の一部「嫁娶圖」も、婚禮資料として重要視されている。人の寿命が際限無い彌勒世界では、女性は齡五百歳にしてようやく嫁ぐとされるが、敦煌石窟ではこのモチーフが好んで取りあげられ、青布の幔幕を張って婚禮を執り行う實社會の様子が克明に描かれている²。

このほか、上記の詩文・書儀・嫁娶圖に比べて点数は少ないものの、以下のような婚禮に関する物品や人名のリストも残されている。

- ・ S.4609 「宋太平興國九年（984）十月某日鄧家財禮目」：婿側（鄧家）が花嫁側に贈った結納品の添え状³。
- ・ P.3490v(1) 「索家財禮目」：年代不明の結納品リスト⁴。
- ・ S.6981v(3) 「壬戌年（962）十月十七日兄弟轉帖」：南街都頭の婚禮に参加するよう兄弟社のメンバーに呼びかけた回覧状⁵。
- ・ P.3942 「榮親客目」：年代不明の婚禮参列者のリスト⁶。
- ・ S.4700 + S.4121 + S.4643 + BD15250 「甲午年五月十五日陰家婢子小娘子榮

¹代表的な研究としては、譚 1993, 133-174 頁；周・趙 1995, 285-294 頁；伊藤 1996；高 1999, 166-180 頁；呉 2002, 356-366 頁を参照。特に譚 1993 と伊藤 1996 は、儀式次第の詳細な復元を行っている。

²例えば莫高窟第 12 窟南壁東側 [『中國石窟・敦煌莫高窟』4, 平凡社, 1982, 圖 161]、榆林窟第 38 窟西壁 [『中國石窟・安西榆林窟』平凡社, 1990, 圖 87] や蔡 1995 を参照。

³圖版：『英藏敦煌』6, 161 頁。録文：『眞蹟釋録』4, 6 頁；譚 1993, 21-22 頁；TTD 4, No.286. 本文書については、伊藤 1996, 309-307 頁（逆頁）の解説も参照。

⁴圖版：『法藏敦煌』24, 331 頁。録文：『眞蹟釋録』4, 7 頁。

⁵圖版：『英藏敦煌』12, 12 頁。録文：TTD 4, No.163.

⁶圖版：『法藏敦煌』30, 264 頁。録文：『眞蹟釋録』4, 14-15 頁。

親客目」：陰氏の娘の婚禮への参列者リスト⁷。

このうち本稿で取り上げたいのは、最後の人名リスト「甲午年五月十五日陰家婢子小娘子榮親客目」である（以下、「甲午年榮親客目」と呼ぶ）。譚蟬雪氏⁸によれば、榮親とは營親の音通であり、婚姻を意味する。つまり、榮親客目とは婚禮の参列者のリストを指す。このリストは 160 組 600 人以上の参列者を載せ、ジャイルズ氏の紹介以来、本文書は河西歸義軍節度使が敦煌を支配していた時代（851 年～11 世紀初頭）における婚禮の様子や歸義軍政權の構造を示すものとして知名度の高い文書の一つである。これまでの研究では、婚禮における大規模な宴會の存在を指摘するか、文書の年代（甲午年）の決定、あるいは文書に見える人名・官稱號を抽出して唐末五代藩鎮の官制研究や敦煌在住コータン王族について分析が進められた。ただし、文書は途中で破断しており、不完全なものであった。

さて筆者は、近年公刊されたばかりの中國國家圖書館所藏の敦煌文獻の中に、このリストの末尾にあたる文書 BD11987 が存在することに気づき、「甲午年榮親客目」を完全に復元することができた。これまで筆者は 10 世紀歸義軍政權の構造や婚姻外交について検討を進めてきたが、その基礎作業の一環として、本稿では復元した「甲午年榮親客目」のテキストを紹介し、次いで参列者たちの構成やその特徴について分析する。

一、文書の基礎情報

このリストについて最初に言及したのは、おそらくジャイルズ氏であり、1957 年に刊行した大英圖書館藏敦煌漢文文獻のカタログ [Giles 1957, No. 7854, 7878, 7879] において、S.4700 は陰氏の娘の結婚式における参列者のリストであること、S.4121 や S.4643 と内容が関連すること、また明確な根拠は挙げていないが文書冒頭に見える甲午年が 934 年である可能性を指摘した。この 3 點の文書は、S.4700（縦 30.4 × 横 39.9cm、15 行）→ S.4121（30.5 × 43.1cm、17 行）→ S.4643（30.3 × 43.5cm、17 行）の順に接合するが⁹、リストは完結しておらず S.4643 の左端で 1 行分の残畫を残して途切れている。

その後、唐耕耦氏は、1949 年以降に中國國家圖書館が収集した敦煌文獻の 1 つ、BD15250（新 1450）が S.4643 と接合することを発見した¹⁰。ただし、BD15250 は

⁷圖版：『英藏敦煌』5, 255 頁；『英藏敦煌』6, 198, 241 頁；『國家遺書』141, 198 頁。録文：『籍帳』No. 303；『眞蹟釋録』4, 10-13 頁；譚 1993, 22-26 頁；唐 1996, 114-116 頁。

⁸譚 1993, 25 頁, 注 1。また同氏による『敦煌學大辭典』の記事「榮親」[440 頁] も参照。

⁹寸法の情報は International Dunhuang Project (<http://idp.bl.uk/>) に據る。

¹⁰唐 1996, 113-116 頁。唐氏は S.4700～BD15250 の録文を提示するとともに、文書の形態的特

寸法・行数が縦 30.5 × 横 36.5 cm、16 行と横幅がやや短く、左端がリストの途中で裁断されており、リストはさらに續いていたことが分かる。

このリストの末尾にあたるのは、同じく中國國家圖書館所藏の敦煌文獻 BD11987 (L (臨) 2116) である。本文書は、1990 年に國家圖書館書庫にて「再発見」された文書群の 1 つで、近年の『國家圖書館藏敦煌遺書』[以下、『國家遺書』と省略] の刊行によって、ようやくその存在を知ることができた¹¹。BD11987 は 2 枚の料紙を貼り繼いでおり (2~3 行目の間に紙縫あり)、寸法は、縦 30.3 × 横 36.5 cm。本文書右端の破断面や残畫は、BD15250 左端のそれと合致し、両者が接合することは明白である。また、BD11987 には 9 行のみ記され、料紙の左半分は空白となっているから、ここでリストが完結していると思われる。

さて、この「甲午年榮進客目」は、本來は 5 枚の料紙を接続した卷子であったが、何らかの理由により以上の 5 點の文書に分割され、現在はロンドンと北京とに別れて收藏されることとなったと考えられる。文書全體の形態的な特徴であるが、全行数は 72 行を数え、さらに行間には多數の書き込みがある。また、63 行目以前と 64 行目以降とでは筆が異なっている。公開されている圖版資料や目録を見る限りでは、5 點とも印影は無く、また紙背は空白である。さらに IDP (International Dunhuang Project) ウェブサイトのカラー寫眞からは、スタイン文書の 3 點は、參加者氏名の上に朱點が打たれていることが確認できる。一方、BD15250、BD11987 の 2 點については、『國家遺書』のモノクロ圖版では朱點は確認できず、また文書の基礎情報や録文を収める巻末の「條記目録」にも朱點の有無について注意書きは無い。スタイン文書に見える朱點は恐らく參加者の出缺等を點檢した跡であり、BD15250、BD11987 にも同様に朱點が打たれている可能性がある。

二、テキスト

本章では、復元したテキストを提示する。なお、姓氏や名は太字で表記した。また先行研究との字句の異同については脚注で言及した。

徴、婚禮の狀況について簡単な解説を述べている。後に、寺院經濟文書の年代や人名を比定する過程で本文書を部分的に利用しているが、詳細な内容の分析は行っていない [唐 1997, 330 頁]。なお、BD15250 は「人名録 (擬)」という表題を付されて『國家遺書』141, 198 頁に圖版が、同巻「條記目録」10 頁に基礎情報が掲載されている (ただし録文は掲載されていない)。

¹¹圖版は『國家遺書』110, 189 頁、基礎情報・録文は『國家遺書』110, 「條記目録」54-55 頁を参照。1910 年に莫高窟より京師圖書館 (現在の中國國家圖書館) に搬入された敦煌文獻のうち、約 4000 點の文書群が未整理のまま残されていたが、1990 年に再発見された。これらは、BD9872~13750, 15996~16445 の番號を割り当てられ、『國家遺書』107~112, 145~146 巻に圖版と基礎情報が収録されている。

(以下 S.4700)

- 1 甲午年五月十五日、**陰家**婢子小娘子榮親客目。
翟使君及水官并小娘子・男女等六人^{主人}¹²。
- 2 太子大師^{主人}¹³及娘子二人。**慕容**^{主人}¹⁴都衛及娘子并郎君三人。
- 3 **會長**都頭及娘子并男女四人。**安國寺曹家**娘子一人。
- 4 **羅鎮使**及娘子并都頭・小娘子四人。**友仙**娘子及都頭并
郎君三人。**友賓**都頭及慈母娘子并小娘子三人。**友**
- 6 **崇**都頭及母娘子^{主人}¹⁵并小都頭三人。**友順**都頭及母娘子
并新婦小娘子并二小都頭五人。皇后及都頭^{主人}二人。
- 閻遊奕合門。閻願進合門。閻保住合門。閻保盈合門。^{主人}
- 8 **閻**都衛及娘子并都頭・小娘子四人。**索**指揮及娘子并
閻爪兒合門。**賈**都頭及小都頭并新婦四人。^{主人}
- 9 都頭・小娘子等七人。**順興**都頭及娘子二人。**陰繼**
- 10 **受**一人。**陰**將頭及新婦二人。**會昌**押衛及新婦
- 11 二人。**善盈**郎君及新婦二人。**願員**都頭及新
張家**友定**娘子并**達怛**^{主人}¹⁶二人。
- 12 婦并男**殘定**・新婦等四人。**唐万子**押衛及男女
五人。**陰**都知及娘子并男女等六人。**宋文秀**及
- 14 母二人。**汜丑子**都頭及男女四人。**愍訥**都頭及小
娘子二人。**慶長**都頭及男都頭并小娘子三人。

..... [紙縫]

(以下 S.4121)

¹² 『籍帳』645頁は「主人」を2行目の「慕容都衛及娘子」に對する注記と見ている。

¹³ 『眞蹟釋錄』4, 10頁は「太子大師」を「太子太師」と東宮官の最高位「太子三師」(從一品)の1つに読み替えている。歸義軍節度使やその子弟は品秩を示すために中原王朝より職事官を加えられ(或いは勝手に自稱)、節度使クラスの人物が三師三公(正一品)を稱することも珍しくはなかったが、「太子太師」という高位は知られていない。また、歸義軍時代の世俗文書に「太子大師」は散見されるが、「太子太師」という用例は見当たらない。それゆえ、ここは原文書どおり「太子」+高僧に對する敬稱「大師」として解釋すべきである。

¹⁴ 『眞蹟釋錄』4, 10頁は「容」を「客」と讀む。

¹⁵ 『籍帳』645頁は「主人」を移録していない。

¹⁶ 『眞蹟釋錄』4, 10頁は「怛」を「狃」に、唐1996, 114頁は「擔」に讀む。

- 16 索營田及小娘子二人。^{主人}不子^{主人}張都頭及新婦二人。
- 17 不子^{主人}曹都頭及新婦二人。^{主人}不奴^{主人}張押衙及新婦并妹
- 18 三人。^{主人}沈¹⁷都頭及母二人。^{主人}長殘都頭及母并小娘子等
- 19 三人。^{主人}鄧都衙及娘子并男女三人。^{主人}丑¹⁸撻都頭及小娘子
- 20 二人。^{主人}張馬步及五娘子并男女三人。^{主人}員繼郎君及
- 21 都頭二人。作坊及娘子二人。^{主人}守清都頭及小娘子并
- 22 郎君等三人。^{主人}陳家娘子及縣¹⁹令并小娘子三人。^{主人}安都
- 23 知及新婦并男三人。^{主人}汜懷恩及弟二人。^{主人}汜和子二人。
- 24 汜住兒二人。^{主人}陳骨子及新婦并男三人。^{主人}曹順興都頭及母并
- 25 弟都頭・小娘子等五人。^{主人}定昌都頭及小娘子二人。^{主人}苟奴郎君
- 26 及母娘子并郎君・新婦小娘子等四人。^{主人}曹家衆兄弟及女
- 27 并女夫等九十人。^{主人}李友清及母二人。^{主人}保住都頭及新婦
存泰一娘子及何郎。
- 28 二人。^{都頭}丑兒及新婦二人。^{主人}陰平水・衍奴・男女四人。^{主人}陰山子及
- 29 男二人。^{主人}福進兄弟及新婦六人。^{主人}善奴及兄弟并新婦・男女
- 30 等八人。^{主人}清奴及新婦并男女三人。^{主人}鍾奴 呂都頭及小娘子
- 31 二人。^{主人}富定 呂都頭及小娘子二人。^{主人}義昌 楊都頭及母并新
- 32 婦・男女等五人。^{主人}竇願興及男二人。^{主人}都頭閻閻²⁰興及娘子
..... [紙縫]

(以下 S.4643)

- 33 并男二都頭・小娘子等六人。^{主人}故閻章久都頭男女二人。^{主人}閻
- 34 章件都頭・男女三人。^{主人}衍子押衙及男女三人。^{主人}閻富實及
- 35 男定員并新婦四人。^{主人}閻清奴及新婦二人。^{主人}汜鄉官及新婦

¹⁷ 『真蹟釋録』4, 11 頁及び唐 1996, 114 頁は「沈」を「塊」と讀む。

¹⁸ 唐 1996, 114 頁は「丑」を「扭」と讀む。

¹⁹ 『真蹟釋録』4, 11 頁は「縣」を「懸」と讀む。

²⁰ 唐 1996, 115 頁は「閻」を「順」と讀む。

- 36 并男三人。汜達^{主人}怛^{主人}²¹及草場并新婦五人。押衙汜文傑及新婦
 37 三人。汜文惠兄弟三人。陰丑兒及母三人。陰義通三人。
 38 陰章友并男三人。陰勝盈并男三人。陰義恩三人。陰
 39 衍鷄三人。陰長兒三人。陰像^{主人等}²²友三人。陰再成三人。陰
 陰曹子三人。
 40 願遂三人。故陰定子押衙男女三人。都頭陰^{主人}²³弘受兄弟及
 41 新婦三人。陰定千二人。故陰員保押衙妻一人。陰長繼押衙
 42 及新婦二人。故宋保子男女三人。宋保通三人。宋衍子二人。
 43 宋丑子二人。宋保盈二人。故宋白兒男女二人。宋鄉官^{主人等}
 44 二人。宋慶奴二人。宋丑子四人。宋懷建^{主人}六人。宋再定二人。
 宋再成二人。
 45 宋苟奴二人。定千^{主人}張都頭合門五人。汜馬步及娘子并男都
 46 頭・小娘子等四人。定存^{主人}汜都頭及營田娘子等二人。鄧家
 47 兄弟六十人。翟保興^{主人}都頭及衙推・小娘子・都頭合門等六
 汜善俊^{主人}虞侯及阿師子二人。
 48 人。翟四大口及新婦・男女等五人。楊憨兒^{主人}都頭及
 [紙縫]

(以下 BD15250)

- 49 新婦并男女四人。存子^{主人}李都頭及小娘子三人。存德^{主人}押
 50 衙及新婦二人。長定^{主人}李都頭及小娘子二人。高都頭及小
 51 娘子二人。安庫官及新婦并男女六人。楊通引^{主人}及新
 并東舍合門
 52 婦二人。梁長^{榮 主人}都頭及新婦二人。王願成^{主人}押牙并新婦
 53 二人。王丑胡一人。安家二娘子及都頭二人。王員長
 安和尚^{主人}婆西^{主人}。達怛^{主人}押牙并新婦二人。宇難^{主人}并新婦二人。
 54 一人。阿篤丁^{主人}安都頭及新婦并男三人。員子^{主人}安都頭

²¹ 『真蹟釋録』4, 12 頁及び唐 1996, 115 頁は「怛」を「坦」と讀む。

²² 『籍帳』647 頁は「像」を「懷」と讀む。

²³ 『真蹟釋録』4, 12 頁では「陰」が脱落している。

- 55 一人。宋安昌都頭及娘子并男四人。保盈 張都知及新
 56 婦二人。都頭李衍奴。都頭張永昌。吳清奴及長泰
 57 八娘子二人。阿雉九娘子及翟郎二人。長友七娘子及汜郎二人。
 58 故孔庫官五娘子及男二人。金銀行兩團都料・録事十人。
 59 弓行都料・録事七人。刺鞍行都料・録事八人。皷文行三團都料・
 60 録事六人。耶²⁴甲碓縹四團共二十人。衙前翻頭留戸節家等二
 當家押衙及
 61 十人。官健^十三人。漢二十人。行榮虞侯・二判官・通引五人。
 62 州司判官及校棟²⁵判官三人。庫家判官二人。盧富盈^{主客}・令狐
 63 願通。田安德。姚都料。張丑定。

陰平水

 存泰一娘子及何郎。

(以下 BD11987)

- 64 張遊奕。李遊奕。遊奕官健六人。保山 王都頭及保²⁶
 65 德 王押衙²⁷二人。董富²⁸子并都頭二人。王弘子。福員 張都頭²⁹
 [紙縫]
 66 及郷官。索都料并什子押衙二人。遂子 汜押衙及保盈³⁰二人。羅
 67 都料及昌進押衙二人。不子 張幸者。善清 張押衙及兄二人。
 68 丑子 張判官。再昇 索押衙及判官并打窟匠。何章三³¹及判官。
 69 薛奴子及叔二人。唐都頭及男二人。幸深 楊押衙及男。住奴 孔押
 70 衙。孔都³²及男并昇子押衙³³四人。令狐小山及保盈³⁴二人。泊再定。劉富³⁵ 昌
 71 及善興二人。合明押衙及住奴二人。劉骨子及願成二人。王願進。

²⁴唐 1996, 116 頁は「耽」と讀む。

²⁵唐 1996, 116 頁は「棟」と讀む。「校棟」は歸義軍政權の軍將の一、教練（使）と音通。

²⁶『國家遺書』110, 「條記目錄」54 頁は「及保」を判讀していない。

²⁷『國家遺書』110, 「條記目錄」54 頁は「保德王押衙」で1人とはせず、「保德」と「王押衙」の2人の人物に分けている。

²⁸『國家遺書』110, 「條記目錄」54 頁は「富」を「宙」と讀む。

²⁹『國家遺書』110, 「條記目錄」54 頁は「福員張都頭」を「福員」と「張都頭」の2人の人物と見ている。

³⁰『國家遺書』110, 「條記目錄」54 頁は「盈」を「朶」と讀む。

³¹『國家遺書』110, 「條記目錄」54 頁は「三」を「之」と讀む。

³²「都」は、歸義軍時代の官稱號「都衙・都頭・都知・都料」のうち、いずれかの2文字目が省略されたものと考えられる。

³³『國家遺書』110, 「條記目錄」55 頁は「昇子押衙」を「昇子」と「押衙」の2人の人物と見ている。

³⁴『國家遺書』110, 「條記目錄」55 頁は「盈」を「朶」と讀む。

³⁵『國家遺書』110, 「條記目錄」55 頁は「富」を「宙」と讀む。

72 夫人宅>官・判官二人。官健五人。大歌五人。汜德兒。鄩子員。

三、年代

本リストは、冒頭行に「甲午年五月十五日、陰家婢子小娘子榮親客目」と表題を記している。この甲午年については、上述の如く、まずジャイルズ氏が934年説を提示し、その後『籍帳』[No. 303]や張廣達・榮新江氏[1999(2008, 302頁)]などいくつかの研究に踏襲されているが、一方で、『眞蹟釋録』[4, 10頁]や譚蟬雪氏[1993, 25頁]、『敦煌學大辭典』[440頁]のように甲午年=994年とする説も出てきている。さらに、『國家遺書』の編者らは、年代決定の根拠を明示していないものの、BD15250、BD11987を吐蕃時代敦煌における集團活動の参加者名簿、または大規模活動の記録としており、全く異なる見解を出している³⁶。

さて、リスト中に頻出する都衛(=都押衛)・押衛・都頭といった節度使に近侍する軍官は、歸義軍時代(9世紀中葉~11世紀初頭)に特有のものであるから³⁷、甲午年は874、934、994年のいずれかに限定できる。さらに、坂尻彰宏氏の研究³⁸によれば、このうち都頭は歸義軍時代でも曹氏時代(914~11世紀)にのみ現れる稱號であり、9世紀には存在しない。加えて、唐耕耦・陸宏基氏が『眞蹟釋録』にて指摘して以降、多くの研究が支持しているように、本テキストの33~34行目に見える「閻章件都頭」は、太平興國九年(984)の日付を持つS.4609「宋太平興國九年十月某日鄧家財禮目」にも現れていることから³⁹、甲午年はこの984年に近い994年であったと考えられる。さらに、陳菊霞氏[2009, 85頁]は、汜達怛(36行目)がP.3579「宋雍熙五年(988)十一月神沙鄉百姓吳保住牒」に、汜文惠(37行目)・陰丑兒(37行目)・陰義通(37行目)・陰像友(39行目)・陰曹子(39~40行間)・宋保子(42行目)がP.3231(11)「癸酉年至丙子年(973~976)平康鄉官齋曆」に、慕容都衛(2行目)が10世紀末に活躍した慕容長政であることを挙げて、甲午年=994年を決定づけている。

³⁶ 『國家遺書』110, 「條記目錄」55頁; 『國家遺書』141, 「條記目錄」10頁。

³⁷ 鄭・馮1997, 90-91頁; 馮1997, 99-109, 124-130頁。

³⁸ 坂尻2012, 381, 389頁, 注10。

³⁹ 『眞蹟釋録』4, 13頁; 譚1993, 25頁; 唐1996, 113頁; TTD 4, 134頁など。S.4609の21行目に「太平興國九年十月 日表節度都頭知衛前虞侯閻章件牒」とある。S.4609の圖版・録文は脚註3を参照。

四、リストの構成・内容

「陰家婢子小娘子」の解釋は後述するとして、本文書は表題に「客目」とあるため、2行目以下は全て参列した賓客のリストである。またリスト中にも明確にこの婚禮の婿を示す語は見られないため、婿や兩家の兩親など婚禮の當事者はここに出現していないと見てよい。

さて、リストの特徴だが、2行目から末行まで婚禮の参列者が追い込み形式で記されている。参列者は、單獨で記載される場合もあるが、多くはグループ毎に記載されている。各グループは家族や歸義軍政權に屬する集團などを單位とし、その規模は最小で2人、最大で90人と様々である。いくつかのグループでは、一家總出で参加したらしく、「合門」(7~9、45、47、51~52行目)と記すのみで、具體的な人數が不明のものもあるが、判明する限りでは参列者の總數は184組724人以上を數える⁴⁰。

表記の特徴として、各グループは1人ずつ姓名を列記するのではなく、冒頭に主要な人物の官姓名、それに續けて同伴者の官稱號や續柄((慈)母、娘子、小娘子、新婦、兄、弟、妹、男、女)、そして最後に各組の人數の小計が記されている。ただし、全ての同伴者の姓名・官稱號が列擧されているわけではなく、例えば23行目の「汜和子二人」のように、記載されている名前の數と小計とが一致しない組も多い。また、「曹家衆兄弟及女并女夫等九十人」(26~27行目)、「鄧家兄弟六十人」(46~47行目)、「官健三十人」(61行目)などのように、具體的な官姓名を記さないグループも存在する。さらに、姓名の表記方法も一様ではなく、姓+名(例えば9~10行目の陰繼受など)や「姓+官稱號」(2行目:慕容都衛)、「姓+名+官稱號」(12行目:唐万子押衛)、「官稱號+姓+名」(32行目:都頭閻閏興)のほか、姓と名が倒置した「名+姓+官稱號」(16行目:不子張都頭)、姓を記さない「名+官稱號」(3行目:會長都頭)などがある。さらに補足すれば、54行目までの各グループではその中の主賓と思しき人物の右横に「主人」と、また62~63行目の盧富盈・令狐願通には「主客」と添え書きし、グループの中でも區別を行っている。

先行研究は本文書を客人名簿と呼ぶも、上に述べた特徴から推測されることは、実際には参列者の名前は重視されておらず、グループ毎の人數の確認と「主人」の識別とを目的としたリストであり、名前の上に打たれた朱點はその點檢の證であろう。

⁴⁰28行目加筆部分と63行目に「存泰一娘子及何郎」が二度現れるが、後者には墨塹が付されていることから、こちらは書き誤りで改めて28行目に加筆されたと思われる。なお、この存泰一娘子は、63行目で小さく「陰平水」と加筆されているから、恐らく陰平水の係累であろう。

それでは、このリストは婚禮のどの段階においてそしてどのように使用されたのであろうか。唐耕耦氏 [1996, 113 頁] はリストの配列秩序や使用目的について、客人の社会的地位や新郎・新婦との個人的関係を基準にして貴顯を上座に配置しており、宴席の招待や手配の参考にしたと述べている。確かに、リストの前半には「太子大師」「使君」「都衛」「鎮使」などの高位高官が並び、後半には都料・打窟匠・官健・大歌など専門職従事者が多く見えるため、唐氏の説には説得力に富む。だが、例えば 17 行目不奴張押衛の後 19 行目に、押衛より上級職である鄧都衛が現れたり、また新婦側の陰氏が必ずしも上席に置かれているとは言い難く、官職の序列、姓氏の別、組毎の人数の多寡などといった秩序は見られない。

一般に唐代婚禮では婿が新婦を連れて男家で婚禮を舉行するはずであり、開元年間以前に編纂された「大唐吉凶書儀」によれば、婚禮は男家で開式されるきまりであった。しかし、9 世紀中葉に河西節度掌書記儒林郎試太常寺協律郎であった張敖によって編まれ、歸義軍時代に廣く流布した「新集吉凶書儀」「新集諸家九族尊卑書儀」によれば、この時代の河西地方の婚禮は女家で行うよう規定が變化している。従って、本文書冒頭行で「陰家婢子小娘子榮親客目」とあって婿側の名前を記さないのは、本文書が婚禮を開催する花嫁側で作成された参加者リストだからとも考えられる。或いはこの表題は花嫁側の参加者を列記したものであり、新郎側の参加者については別なリストがあったという解釋もありうるだろう。ただし、張敖の書儀で描かれる婚禮の登場人物は、當事者夫婦と花嫁の両親、そして婿の従者と儀式進行を務める儻相だけであり、榮親客目や賓客に関する説明は無く⁴¹、このような推測を裏づける十分な證據はない。

一方、「大唐吉凶書儀」では婚禮は男家で行われるが、その翌日に新婦は身仕舞いを整えて舅姑に拜見し、その後集まった賓客・親類に拜見するという記述がある。

賓客諸親、聚集坐定量分、新婦出扇^(扇)在庭前正南立、拜見賓客。拜一人、諸親長宿遺宣言、一人於新婦前、可行一二步、側立曰「諸族親新婦。新婦可謂高門貴族、積代人倫、令淑 [有聞]」。退席還房、新婦更設日拜、廻返入室⁴²。

これによれば、席に着いた賓客・親族に對し、新婦は庭先の眞南に立って 1 人ずつ拜見する。親族のうち年長者が 1 人を新婦の側に行かせて、新婦は自分達の身内であることを述べ、新婦の高貴な血筋や人倫・淑徳を褒めそやしたのちに、新婦

⁴¹張敖書儀の儀式次第については、譚 1993, 140-157 頁；伊藤 1996, 315-297 頁（逆頁）に詳しく検討されている。

⁴²S.1725 [『英藏敦煌』3, 131 頁]。録文や解釋については、譚 1993, 11-12 頁；伊藤 1996, 297 頁を参照。

は退出するとある。新婦と賓客とが一堂に會する場合は他に見当たらないため、「甲午年榮親客目」はこの拜見儀禮における賓客・親族のリストであったかもしれない。しかしいずれにせよ、婚禮書儀には賓客や宴席に關する記述が乏しく、また「大唐吉凶書儀」の規定が10世紀まで適用されたかどうかはさらなる検討を要するため、ここでは可能性を指摘するにとどめる。

五、參列者の特徴

さらに、參加者たちには以下のような特徴を見ることができる。

(1) 姓氏

表1は參列者を姓氏別に分類したものであり、姓氏が記載されていない者は全て「不明」とした⁴³。敦煌住民の姓氏については、「敦煌名族志」などをもとに8～10世紀について論じた池田氏や、特に歸義軍時代について詳細な分析を行った土肥氏の研究に詳しく⁴⁴、それによれば、曹・鄧・陰・宋・汜・張・安・索といった8～11世紀の敦煌の主要氏族が本表の上位10位を多く占めていることがわかる⁴⁵。また陰氏(3位)、宋氏(4位)、閻氏(7位)、翟氏(8位)は10世紀の曹氏節度使との間に婚姻關係を結んだ有力氏族であった。その他の姓氏についても、ほぼ全てが池田・土肥兩氏の研究で8～11世紀において敦煌とその周邊地域で活動していたことが確認できる⁴⁶。すなわち、姓氏の判明する限りでは、參列者は全て敦煌

⁴³ 上述した陰氏出身の「存泰一娘子」のほか、以下の人物については、同時代史料から姓氏を決定しうる。

會長都頭(3行目)→會長曹都頭(P.3942, 12行目)

順興都頭(9行目)→順興陰都頭(P.3440, 13行目)

作坊(21行目)→鄧作坊(P.3942, 5行目、P.3440, 11行目)

守清都頭(21行目)→守清鄧都頭(P.3942, 1行目)

⁴⁴ 敦煌住民の姓氏については、「敦煌名族志」などをもとに8～10世紀について論じた池田1965a、池田1965bや、特に歸義軍時代について詳細な検討を行った土肥1980, 254-255頁；土肥1992, 430-439頁を参照。

⁴⁵ ただし、同じ有力氏族でも令狐氏や慕容氏の人数は少ない。

⁴⁶ 池田氏・土肥氏が明らかにした敦煌住民の姓氏別構成の中に、泊氏(35位)と節氏(36位)は含まれていないが、泊氏については、以下の10世紀の社司轉帖に3人の泊姓が確認できる。泊帳設：S.5489(2)「壬寅年(942年)六月九日社司轉帖」[TTD Supplement, 補IV, No. 補1]。泊善友：P.3379「後周顯德五年(958)二月社司錄文録事都頭陰保山等牒」[『法藏敦煌』24, 36頁；『眞蹟釋録』4, 511頁；TTD 4, No. 35]、Dx2149「年次未詳(10世紀後期)巷社納柴曆」[『俄藏敦煌』9, 49頁；『眞蹟釋録』2, 446頁；TTD Supplement, 補IV, No. 103]。泊知客：S.2894v(3)「壬申年(973)十二月三十日社司轉帖」[『英藏敦煌』4, 253頁；『眞蹟釋録』1, 332頁；TTD 4, No. 106]、S.2894v(4)「年次未詳(10世紀後期)社人名」[『英藏敦煌』4, 253頁；『眞蹟釋録』1, 333頁；TTD 4, No. 216]。帳設とは衙府に仕える番役の一[雷2000, 164頁]。知客とは、節度使管下の官員で外交事務を擔當する客司に所屬する官員で[周藤1962, 611-612頁；馮2003d, 314, 320頁](なお

住民であったといえる。

表 1：姓氏別参列者

	氏族	主な官稱號（括弧内は人数を示す）	組數	人数
1	曹氏	都頭 (4)	5	102
2	鄧氏	都衛 (1)、都頭 (1)、作坊 (1)	4	68
3	陰氏	押衛 (1, 故人 2)、都頭 (2)、都知 (1)、将頭 (1)、平水 (1)	23	62
4	宋氏	都頭 (1)、郷官 (1)	15	40
5	汜氏	營田 (1)、馬歩 (1)、押衛 (2)、都頭 (3)、虞侯 (1)、草場 (1)、郷官 (1)	14	37
6	張氏	馬歩 (1)、押衛 (2)、都頭 (4)、都知 (1)、遊奕 (1)、判官 (1)、郷官 (1)	13	26
7	閻氏	都衛 (1)、都頭 (5, 故人 1)、遊奕 (1)	11	21 以上
8	翟氏	都頭 (2)、衛推 (1)、水官 (1)、使君 (1)、四大口 (1)	4	19
9	安氏	都頭 (3)、都知 (1)、庫官 (1)	6	16
10	索氏	營田 (1)、押衛 (2)、都頭 (1)、指揮 (1)、判官 (1)、都料 (1)	4	14
11	楊氏	押衛 (1)、都頭 (2)、通引 (1)	5	13 以上
12	李氏	都頭 (3)、遊奕 (1)	5	9
13	王氏	押衛 (2)、都頭 (1)	6	8
14	孔氏	押衛 (2)、庫官 (故人 1)、都 [衛、頭、知、料?] (1)	3	7
15	唐氏	押衛 (1)、都頭 (1)	2	7
16	羅氏	押衛 (1)、都頭 (1)、鎮使 (1)、都料 (1)	2	6
17	陳氏	縣令 (1)	2	6
18	劉氏		2	4
19	呂氏	都頭 (2)	2	4
20	賈氏	都頭 (1)、小都頭 (1)	1	4
21	令狐氏		2	3
22	慕容氏	都衛 (1)	1	3
23	吳氏		1	2
24	梁氏	都頭 (1)	1	2
25	高氏	都頭 (1)	1	2
26	董氏	都頭 (1)	1	2
27	何氏		1	2
28	薛氏		1	2
29	沈氏	都頭 (1)	1	2
30	竇氏		1	2
31	田氏		1	1
32	盧氏		1	1
33	姚氏	都料 (1)	1	1

周藤氏は客司の長官である客將と知客とを同一と見なすが、馮氏は知客は下級官員で各地への出使にあたったとする)、10世紀後半の泊氏は歸義軍政權に參與する存在であったことがわかる。

34	鄣氏		1	1
35	泊氏		1	1
36	節氏	衙前翻頭 (1)	1	1
37	不明	太子大師 (1)、皇后 (1)、押衙 (5)、都頭 (15)、小都頭 (3)、虞侯 (1)、衙前翻頭 (19)、判官 (7)、通引 (2)、都料録事 (31)	38	223

(2) 官稱號

またもう一つの特徴として、リスト全般に亘って、歸義軍節度使府に仕える高官や地方行政官の官稱號が多数見られることが挙げられよう。次掲の表2は、嚴耕望氏の唐代幕職官の研究や馮培紅氏の歸義軍時代軍將の研究などを基に、リストに見える官稱號を分類・整理したものである。

表2：「甲午年榮親客目」中の官稱號一覽

	官稱號	人數	職掌	參考
諸使	營田 (營田使)	2	都營田使の下に置かれ、歸義軍政權の所管の田地の調査・分配を行う。	馮 2003a, 253-259 頁.
武職軍將	都衙 (都押衙)	3	歸義軍政權における高位の軍官であり、軍事・行政の要職として押衙を束ねた。	周藤 1962, 587 頁; 嚴 1969, 231 頁; 馮 1997, 102-104 頁.
	馬歩 (左右馬歩都押衙)	2		
	押衙	21	節度使に近侍する將官の稱號。歸義軍政權下では節度使の信任を示す散官的稱號に變化し、衙内や州縣軍鎮の軍政民政職を兼務した。	周藤 1962, 583, 587 頁; 嚴 1969, 233 頁; 馮 1997, 99-109 頁; 劉 1998, 68-70 頁.
	都知 (都知兵馬使)	3	軍事司令官の一。兵權を掌握し、序列の首位に置かれる。	周藤 1962, 590 頁; 嚴 1969, 213 頁; 馮 1997, 109-114 頁.
	指揮 (都指揮使または指揮使)	1	都知兵馬使と同等の職權を持つ最高位の將官。五代以降 (敦煌では曹氏歸義軍時代以降)、都知兵馬使に代わり都指揮使の職權が増した。都指揮使の下には指揮使が置かれ、どちらも指揮と略稱される。	周藤 1962, 593 頁; 馮 1997, 113-117 頁.
	虞侯	2	都虞侯の下に置かれた軍將。部隊を統率して戦時には出軍する一方で、司法・警察をも擔當し、領内の治安維持に努めた	周藤 1962, 615-617 頁; 嚴 1969, 222-224 頁; 馮 1997, 117-121 頁.
	校棟 (教練使)	1	都教練使の下に置かれ、左右兩廂の馬歩軍の軍事教練を擔當。戦時には部隊の統括や使者を務める。	周藤 1962, 590-591 頁; 嚴 1969, 233-235 頁; 馮 1997, 121-124 頁.

	遊奕 (遊奕使)	3	都遊奕使の下に置かれた軍將。州縣軍鎮や行軍部隊に配置され、巡回・偵察を擔當する。	馮 1997, 162-164 頁.
	都頭	61	曹氏節度使政權の軍官號の一。政權内の節度使に近い人物に與えられる稱號。	鄭・馮 1997, 90-91 頁；馮 1997, 128-129 頁；坂尻 2012, 381, 389 頁, 注 10.
	將頭	1	十將の下に置かれ、各部隊 (將) を指揮する將校。戦闘時には先陣を務める。	馮 1997, 138-141 頁.
	衙前翻頭	20	輪番で衙府の巡檢・宿直にあたる兵卒を統率する臨時的役職。多くの場合は押衙が兼任する。	馮 1997, 144-146 頁.
文職僚佐	庫官	3	歸義軍政權において資財を備蓄する各種倉庫 (軍資庫司、倉司、内庫、武庫など) の長官。62 行目の庫家も歸義軍が管理する倉庫の責任者と考える。	馮 2003c, 303 頁.
	宅官	1	節度使やその親族などの貴顯の家政機關に仕える役職。	盧 1992, 120-121 頁, 注 44；鄭 1997, 266-271 頁；坂尻 2012, 380 頁.
	草場	1	草場司 (歸義軍期土地税の一つ、草 (まぐさ) の徵發・管理を擔當する) の長官。	盧 1992, 125 頁；赤木 2007, 44 頁.
	水官	1	都渠泊使の下で諸渠の水利を分掌し、渠や農地をめぐる民事問題の審理や、渠・堤堰の建設・修復などを擔當した。	馮 2003b, 281-283 頁.
	平水	1	唐代では色役の一つとして水利を管理する胥吏を指したが、歸義軍期ではその地位は高く、しばしば押衙が兼任した。敦煌オアシスの東西南北に 1 人ずつ置かれ、渠への取水・灌漑を擔當した。	馮 2003b, 283-285 頁.
	作坊 (作坊使)	1	作坊司 (歸義軍の手工業の専門機關で、官府所屬の工匠らを管理監督する) の長官。	盧 1992, 126 頁；鄭 1997, 271-272 頁.
	通引 (通引官)	2	五代期には客將と同様渉外を擔當し、諸藩との禮物・進奉や賓客の接待・案内、書状の作成などを掌った*1。	周藤 1962, 614-615 頁；梅原 1985, 511, 526-527, 560 頁.
	判官	8	節度使・觀察使等諸使の下に置かれ、軍政・民政を補佐する僚佐の總稱。	嚴 1969, 192-194 頁.
	衙推	1	節度使・觀察使・團練使等諸使に屬する下級官の一。	嚴 1969, 200 頁；榮 1996, 210 頁.
地方官	使君	1	州縣等地方を統べる長官への尊稱であり、歸義軍においては、使持節某州諸軍事の敬稱として使用される。	榮 1986, 29 頁；榮 1996, 210 頁；陳 2009, 89 頁.
	判官 (軍事判官)	1	州院とは別に設置された使院の僚佐で、州の録事參軍事に相當する。	嚴 1969, 165-167 頁.

	縣令	1	歸義軍時代の沙州には敦煌縣・壽昌鎮が、瓜州には晉昌縣・常樂縣が設置された。この婚禮は敦煌で開催されているため、敦煌縣令と考えられる。	—————
	郷官(知郷官)	3	縣下の各郷に置かれ、徴税・訴訟・治安などの雑務を擔當。押衙などの官員が派遣された。	土肥 1980, 246-248 頁; 赤木 2007, 38-39 頁.
	鎮使(鎮遏使)	1	領内の交通・經濟上の要地に設置された鎮の軍事長官。	土肥 1980, 246 頁; 馮 1997, 150-156 頁.
その他	官健	41	公的な資財によって雇用される職業軍人的將兵。	坂尻 2012, 379 頁.
	四大口	1	未詳。P.3415v(3)の官姓名リストには曹姓の「四大口」が現れる。「口」が渠の取水口を意味するならば、宜秋渠(馬圈口)、都郷渠(都郷口)、北府渠・東河渠(中河斗門)、陽關渠・神農渠(五石斗門)といった、黨河から直接引水した主要な渠の取水口を統括する職とも考えられる。	—————
	都料	54	各種手工業の上級工匠で、設計・施工・工程管理などの責務を負う。この史料からは、都料は金銀行*2・弓行*3・刺鞍行*4・皺文行*5・耶甲確縹行*6など各種の行(同業の商工店・組合)に屬していたことが分かる。	鄭 1997, 244-249 頁.
	録事		行の事務處理全般を擔當する役職と思われる。	—————

*1 歸義軍時代の用例としては、P. 2675v「七星人命屬法」の奥書に「咸通二年(861)歲次辛巳十二月廿五日衙前通引并通事舍人范子盈・陰陽汜景詢二人寫記」と見える。范子盈が通引と兼職する通事舍人も朝見の引接・通奏を職掌とする官である。

2 榆林窟第 34 窟題記には「社長押衙知金銀行都料銀青光祿大夫賓客尉遲實令一心供養」とあり、押衙が金銀行都料を兼職していたことが窺える。金銀行(金銀器製造業者)については、鄭 1997, 254-255 頁; 馬 1997, 7, 57-59 頁も参照。

3 弓匠は弓師。敦煌文獻には弓匠のほかには驚匠、箭匠、胡祿匠、塔匠などの弓箭關係の工匠が確認できる [鄭 1997, 263-264 頁; 馬 1997, 61-62 頁]。

4 刺鞍匠(鞍匠)は鞍の製造業者 [鄭 1997, 261-262 頁; 馬 1997, 61 頁]。

5 皺文匠は、鞋靴を縫製する工匠で、歸義軍政權に製品を納品していたことが指摘されている。鄭 1997, 261 頁; 馬 1997, 7, 56 頁を参照。

6 耶甲確縹はこれまで敦煌文獻に在證されていない。歸義軍期の手工業のうち「縹」に関するものは、寺院會計帳簿などに散見される「洗縹」(棉布の染色業)があるが [鄭 1997, 257-258 頁]、兩者の關係は未詳であり、後考を俟つ。

むろん、ここには都虞侯使・都教練使・都遊奕使などの上級將校や、柴場や羊司・客司・宴設司など民政・財政機關の官員、さらには瓜州刺史などの地方官の姿が見えないため、政權の全構成員が参加しているわけではないが、724 人を越す參列者の中で歸義軍の官員は 144 人と約 20%、その家族まで含めれば、301 人

と約 42%に及ぶ。このほか、官職ではないが郎君 7 人（官吏・富家の子弟に対する通稱、内 4 人は官員の家族）⁴⁷や、リストの後半では職業的將卒である官健（41 人）のほかに、官營の工房に所屬ないし官府の勞役に服務する特殊技能者（各行の都料・録事 51 人や打窟匠 1 人）も見えている。これらを合計すれば、397 人つまり參列者の半數以上は歸義軍政權の關係者とその家族であったことが指摘できる。さらに、節度使の側近で内政・外交の要である都押衛・押衛・都頭（計 87 人）が全體の 1 割強を占めていること、表 1 とあわせて見れば、人數が 1~2 人の姓氏にも都押衛や都頭が含まれていることは注目に値する。

このように歸義軍の官員、特に節度使の側近集團が多數を占めていれば、歸義軍節度使やその子弟の名前が當然豫想されるが、このリストには全く見当たらない。これと對照的に、同時代に作成されたと思われる人名リスト P.3942 には、司徒・尚書・僕射など曹氏節度使とその一族が用いた稱號が見られる。

- 1 守清 鄧都頭。不子都 [] 不^{奴?}□押衛 [] ⁴⁸
- 2 僧録。定千都及定 [] 鄧都衛及娘子。慶長都頭及
- 3 小都頭。張馬步 [] 員繼郎君。長定 李都頭。□□⁴⁹
- 4 都頭及娘子。安國寺大曹家娘子。翟僧正及四大口。翟都衛及
- 5 娘子。汜虞侯・都頭。安家二娘子。鄧作坊及娘子。羅鎮使及娘
- 6 子。祐仙娘子及都頭。曹家大娘子及祐順都頭。又大娘子及祐崇
- 7 都頭。祐賓都頭及娘子。皇后及都頭。尚書及娘子。丑撻都頭
- 8 及娘子。閻都衛・娘子・男都頭。慕容都衛・娘子。索指揮・
- 9 娘子。僧統。順興都頭及娘子。願員都頭及新婦。故僕射
- 10 娘子。祐定娘子。圖閻僧統。潤興 閻都頭合家。故員昌都頭
- 11 娘子及郎君⁵⁰。定昌都頭及娘子。汜馬步及娘子。西宅僕射
- 12 射及娘子。太子大師及娘子。會長 曹都頭及娘子。使君・水官
- 13 及娘子。愍兒^{阿師子}都頭。長殘都頭及小娘子。義昌都頭。陰都知
- 14 及娘子。員遂娘子。金光寺曹僧正。故平縣令娘子。
- 15 故僕射宅。西宅。尚書宅。^{主人 主人 主人}

⁴⁷史料中には官職以外に某郎や阿師子、幸者、大歌などの呼稱が見られる。このうち某郎とは、異性の外族卑屬に対する呼稱。通婚書では、(婚禮前の) 娘婿に對して某郎という呼稱が用いられる [山本 2012, 181 頁, 注 32]。

⁴⁸『眞蹟釋録』4, 14 頁は「守清鄧都頭」以下を「李都……」と復元するが、實見により改めた。

⁴⁹『眞蹟釋録』4, 14 頁は「祐□」と復元するが、實見により改めた。

⁵⁰『眞蹟釋録』4, 14 頁は「郎君」と「定昌都頭」とを連續させて讀んでいる。

『真蹟釋録』の編者、唐耕耦・陸宏基氏は、形式だけではなく、そこに現れる85人中65人が「甲午年榮親客目」と一致することから、本文書を「榮親客目」と定名している。このうち尚書については不明だが、司徒は、榆林窟第35窟甬道南壁第2身に「節度副使守瓜州團練使金紫光祿大夫檢校司徒兼御史大夫譙郡開國男食邑三百戸曹延瑞」⁵¹と記されている節度使曹延祿の弟のことであろう。また西宅僕射とは、これも延祿の弟で、建徳四年（966）の大般若波羅蜜多經卷274～277の奥書に「歸義軍節度監軍使檢校尚書左僕射兼御史大夫曹延晟」⁵²とある人物を指すと思われる。

さらに付言すれば、P.3942には僧統・僧録・僧正といった敦煌佛教教團の僧官が名を連ねるが、「甲午年榮親客目」には僧尼は太子大師（2行目）、安國寺曹家娘子（3行目）、安和尚婆西（53～54行間）の3名しか僧尼が現れない点も特徴といえよう

六、太子大師・皇后

一方で、姓氏の判明しない参列者のなかで太子大師（2行目）、皇后（7行目）の2つの稱號は歸義軍政權とは一見無關係に見えるが、敦煌で開催されているこの婚禮に参加している以上、敦煌或いは歸義軍政權と何らかの關係を持つ者と想像しうる。以下、この2人について皇后、太子大師の順に検討したい。

(1) 皇后

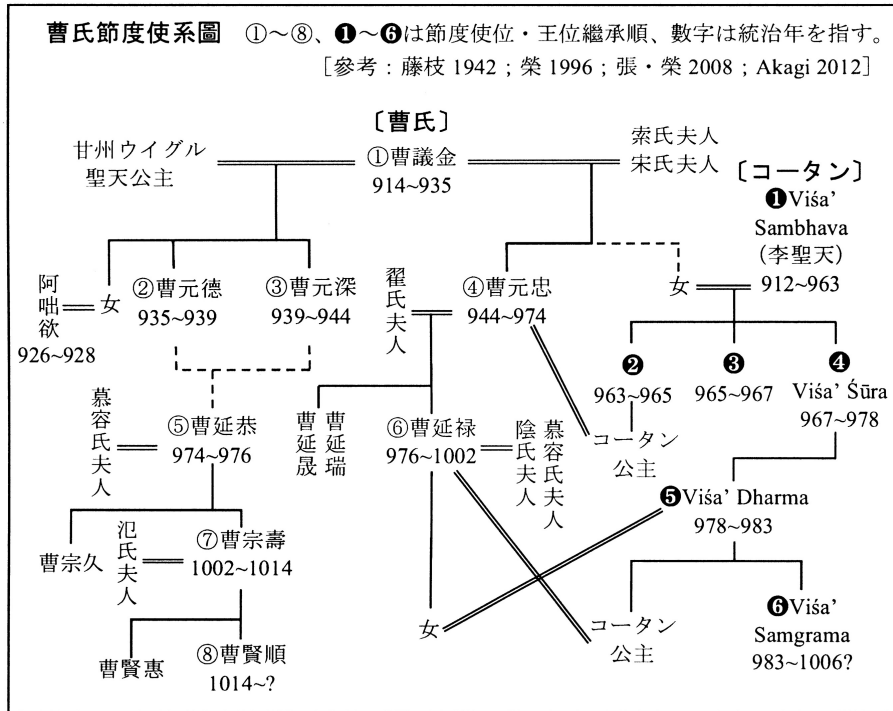
歸義軍時代の文獻に現れる「皇后」は、中原諸王朝ではなくコータン國の皇妃を指すことは廣く知られているが、問題はこれがいったい誰であり、また何故にコータン皇后が敦煌での婚禮に参加したのであろうか。

最も著名な「皇后」は、934年にコータン皇帝李聖天（Viśa' Sambhava）に嫁した節度使曹議金（在位914～935年）の娘である。中繼貿易を富力の源泉とする敦煌オアシスは、遠隔地貿易を圓滑に進め、通行路の安全を確保するために、近隣國家との友好・協力關係の維持に意を用いる必要があった。そのため、曹氏節度使はしばしば近隣諸國と婚姻關係による同盟を結び、交通・外交の安定化を圖った。その顯著な例が曹議金であり、彼自身は甘州ウイグルの公主と結婚する一方

⁵¹ 『安西榆林窟』251頁。

⁵² 『識語集録』No. 2378～2381を参照。

で、2人の娘を甘州ウイグル可汗の阿咄欲と李聖天とに嫁がせていた⁵³。李聖天に嫁したこの女性が「天皇后」または「皇后」と呼ばれたことは、既に先行研究の指摘するとおりで⁵⁴。



本リストの「皇后」が曹議金の娘であるならば、曹氏節度使に縁のある者として、わざわざ敦煌の婚禮に参加していたとしても不思議ではない。現に、張廣達・榮新江氏 [1999 (2008, 298, 302 頁)] は、「甲午年榮親客目」の甲午年を 934 年とした上で、7 行目の「皇后」を議金の娘に比定し、彼女は遅くとも 964 年まで史料上に現れることを指摘している。ただし、問題の甲午年が正しくは 994 年であることは上述のとおりである。この時代は彼女の甥の曹延禄（在位 976～1002 年）の治世期間にあたっており、Viśā' Sambhava や彼女の弟で第 4 代節度使であった曹元忠（在位 944～974 年）など同世代の人物は既に死去している。そのため、964 年からさらに 30 年下った 994 年まで、彼女が生存していた可能性は低い。

そこで、10 世紀末においてコータン皇后となった人物で、かつ敦煌と関係の深い人物を探すと、曹延禄の娘が考えられる。以下の 2 つの史料——コータンから敦

⁵³ 歸義軍政權の貿易國家としての性格や婚姻外交の具體例については、藤枝 1943, 58-78, 87-89 頁；森安 1980, 315-316 頁；張・榮 1982 (1984 = 2008, 33 頁)；姜亮夫 1987, 957-963 頁；榮 1994, 114 頁；榮新江 1996, 15, 17, 310-311 頁などを参照。

⁵⁴ 張・榮 1982 (1984 = 2008, 33 頁)；姜亮夫 1987, 960-961 頁；張・榮 1999 (2008, 300 頁) などを参照。例えば、議金時代に造營された莫高窟第 98 窟東壁南側第 2 身には、彼女の肖像と題記（名札）が描かれており、そこには「大朝大于闐國大政大明天册全封至孝皇帝天皇后曹氏一心供養」とある [『供養人題記』 32 頁]。

煌に派遣された使節團の一員が残した文書 P.2998v と IOL Khot S.21 ——からは、延祿の娘とコータン王 Viśa' Dharma との間に婚姻関係があったことが窺える。

・ウイグル語手紙文書の草稿 P.2998v⁵⁵

…… ädgü ödkä qutluγ qut …… yunt yil bešinč ay altun el yalaβač kältimiz šačuqa, yüz ellig-niγ qiz qolaγali qiz bultumuz (ll. 1-5)

良き時、幸多き午の歳、5月に、我ら金國の使節は百王の娘との婚姻を求めて沙州に着いた。我らは娘を得た。我らは良き厚情と敬意を得た。

・コータン語讚文 IOL Khot S.21 (Ch. 0021 a (bis))⁵⁶

še-tcünä midämjä tte viśa' darma baudasatvā rāmdä ksuni ye pūha cū hīna kamala aśi rä bāstī salī haudama māścā khu hā panā nva aysmu jastunā ksamā rrīna āyīma vasve cingvā ysāye tte ysarnai rrvī gūttairā pabhā udeśā hadi pasta hastā vāstā sacū vāstā (ll. 20-22)

聖尊にして慈悲深き王、かの Viśa' Dharma 菩薩王の御代、中興の第5年、午の歳、第7月。(王は)御心に、黄金の王家を永續させんがために、相應しき純なる漢族出身の妃を請う望みを抱かれた。彼(王)は使節を此方沙州へ派遣なされた。

P.2998v の「金國」とはコータン國の國號の1つであり、この2つの史料はともに、午の歳にコータン側が沙州の女性との婚姻を求めて使節を派遣したという同一の事件を傳えている。P.2998v の年代については934年ないし982年のいずれかに意見が分かれているが⁵⁷、IOL Khot S.21 の年代についてはプーリーブランク氏 [1954, p.94] によって、中興とは Viśa' Dharma の年號で、午の歳が982年であることが確定している。Viśa' Dharma が求婚した沙州の「百王の娘」「漢族出身の妃」が當時の歸義軍節度使であった曹延祿の娘を指すことは疑いない。そのため、當時の節度使・曹延祿の娘は、Viśa' Dharma の妻として迎えられ、議金の娘と同

⁵⁵Hamilton 1986, No. 16.

⁵⁶Skjaervø2002, pp.523-524. 和譯は金子 1974, 116-115 頁(逆頁)を参考にした。

⁵⁷P.2998v の年代決定については長年の議論がある。そもそも本テキストを公開したハミルトン氏は1986年の時点で午の歳を922~994年と幅廣く推定するのみであったが、後に Hamilton 1996, p.142 において、金國 (khot. ysarnai bādā = uig. altun el) というコータン國號は851~938年間に使用されたとする張・榮 1982 (1984 = 2008, 17-20 頁) に據って934年に定めた。その後、張廣達・榮新江氏もこのハミルトン説に従い934年説を支持している [張・榮 1999 (2008, 300-301 頁)]。ただしその一方で、張廣達・榮新江氏は、1982年に発表した國號による年代判定の原則は、必ずしも全ての文書に当てはまらないことを認めている [張・榮 1989 (2008, 73-76 頁)]、榮新江氏自身もまた P.2998v を982年とする見解をこれまでに発表している [榮 1994, 113 頁; 榮 1996, 32 頁]。従って、P.2998v を934年に求める決め手は無い(なお、バザン氏は早くから午の歳 = 982年説を採用している [Bazin 1974, pp.303-305])。

様にコータン皇后と稱されたと考えられる⁵⁸。

(2) 太子大師

一方、リストの筆頭に置かれる太子大師とは誰を指すのであろうか。この比定については、既に2通りの見解が示されている。

曹氏時代の敦煌には同盟國コータンから太子や公主が多数來訪し、その一部は敦煌に在住した。そのため、この太子大師もコータンの王族と見る向きが現れるのは必然であり、譚蟬雪氏 [1993, 25 頁] も同様の見解を示している。また、張廣達・榮新江氏 [1999 (2008, 299-300 頁)] も太子大師をコータン太子とする立場をとっており、漢文祈願文 P.3804(3) に現れる別の太子大師を、李聖天と議金の娘との間に生まれた子で後に Viśa' Śūra (在位 967~978 年) として即位する從徳太子 (khot. tcūm-tthei:) に比定している⁵⁹。

一方、沙武田・趙曉星氏は、コータン太子だけでなく曹氏節度使の子もまた太子と呼ばれることを指摘し、太子大師を節度使の男兒に求めている⁶⁰。

沙・趙兩氏が指摘するように 994 年の段階で從徳太子 (Viśa' Śūra) は死去しているため、太子大師を從徳太子と見ることはできないが、「甲午年榮親客目」に年代の近い S.6178「宋太平興國四年 (979) 七月皇太子廣濟大師請僧政爲男太子中祥追念疏」⁶¹では、皇太子廣濟大師なる人物が開元寺・蓮臺寺・顯徳寺など諸寺の僧官に亡兒の追善供養を行うよう要請している。曹氏節度使の子が皇太子を稱することはあり得ないため、この人物はコータン皇帝の子であったと見てよい。970~990 年代にかけて他に太子大師と呼ぶべき候補者はおらず、譚氏や張・榮氏らの説 (太子大師=コータン太子) に従うならば、皇太子廣濟大師が本件の太子大師という可能性はある。かつ、張・榮氏 [1999 (2008, 294 頁)] によれば、10 世紀中葉にはコータン太子と沙州の陰氏女性との間に婚姻関係があったことが確認されるため、陰氏と姻戚関係にあるコータン出身の太子大師がリストの筆頭に置かれていても不自然ではあるまい。

⁵⁸ただし、コータンでは直後に Viśa' Dharma が死去したらしく、翌 983 年には新たに Viśa' Samgrama 王が即位した [井之口 1960, 37 頁; 張・榮 1982 (1984 = 2008, 26-27, 36 頁)]。寡婦となったこの女性はそのために敦煌に歸郷したとも考えられる。また、7 行目の皇后に併記されている「都頭」とは、歸義軍政權側の官員ではなく、コータンから派遣された駐敦煌大使ないし外交使節の一員という可能性も浮上する。

⁵⁹張・榮 1999 (2008, 299-300 頁)。P.3804(3) には天皇后 (議金の娘) の後に太子大師が「聖皇貴胤、天帝良苗」と莊嚴されている。また、コータン王が莫高窟に奉納した銀塔の銘文「于闐國王大師從徳」とあり、從徳が「大師」と名乗ったことが確認できる。

⁶⁰沙・趙 2003, 49 頁。後周廣順三年 (953) の日付を持つ大谷 11003「佛說延壽命經」の奥書に、「府主太保及夫人、爲亡男太子早別王宮棄辭火宅、遂寫延壽命經四十三卷」と見える。この府主太保は節度使曹元忠であり、その子を太子と呼んでいることがわかる。

⁶¹圖版：『英藏敦煌』10, 150 頁、録文：『眞蹟釋録』4, 180 頁。

一方、沙・趙説だが、兩氏は太子大師＝コータン太子への反證として、太子大師が敦煌南方の紫亭鎮の副使・監使・都衛に出した帖文書の草稿、S.447v「太子大師告紫亭副使等帖」⁶²を挙げ、敦煌の客分でしかないコータン太子が、歸義軍の軍官たちに對し帖を發することは不適當であると述べる。しかし、帖は官文書のみならず私文書としても使用可能であり、歸義軍期敦煌では官民を問わず多用された文書書式の1つである⁶³。コータン太子という貴顯が地方官に對し下達形式の文書を用いたとしても不思議ではない。また、兩氏が挙げた史料のうち確實に曹氏男兒を太子と呼ぶことが確認できるものは、いずれも曹元忠が太保と號していた時代（950～955）の願文でかつ亡兒に對する呼稱である。ただし、沙・趙氏は取りあげていないが、曹元忠時代の漢文願文P.2726の冒頭で、曹氏一族を莊嚴する中で、大王（曹元忠、在位964～974年）、梁國夫人（涼國夫人翟氏）、夫人、公主、羅家・達家夫人、諸娘子に續けて太子大師への讚文があり、曹氏一族の中にも太子大師がいたことは確認される⁶⁴。従って、本リストの太子大師をコータン太子もしくは曹氏太子のいずれに確定すべきか、現状では直接的な決め手は無い。

七、敦煌王の婚禮

それでは、この婚禮の新郎・新婦はいったい誰であろうか。また、先行研究ではほとんど觸れられなかったが、新婦「婢子」の解釋も問題とせねばなるまい。このような規模の婚禮を開催し得る「婢子」は下女や婢女の子ではありえず、尊長や貴人の側室・妾と理解するのが妥當であろう。實のところこれらの問題に對する直接的證據は不足しているが、可能性を挙げるとすれば、婿は當時の節度使曹延祿ではないだろうか。

まず、この婚禮は、參列者だけで700人以上が参加する大規模な催しであった。人口數萬程度のオアシス國家において、このような規模の婚禮を開くだけの經濟力や社會的影響力を持つ者は、節度使やその子弟、曹氏の姻族、或いは瓜州の實質的支配者であった慕容氏一族など、ごく一部の權勢者に限られるであろう。

次に、表1の姓氏別で見れば、組數は少ないものの、敦煌最大の大姓である張氏を抑えて曹姓の人間が一位を占めている。無論、リストには姓氏を明示していな

⁶²圖版：『英藏敦煌』1, 193頁、録文：『英藏敦煌社會歷史文獻釋録』2, 330頁。なお、編者の郝春文氏は「太子大師」を東宮府に仕える太子三師の一つ「太子太師」（從一品）と読み替えるが、上述のようにこれは誤りである。本文書は紫亭鎮を襲撃した賊に關する報告だが、墨跡が薄く文字の大半は判讀できないため、詳細は不明である。

⁶³中村1996, 145頁。帖の書式については赤木2007, 37-38頁を参照。

⁶⁴圖版：『法藏敦煌』17, 378頁、42～45行目「若乃金枝玉葉、釋門其人、解講邊屍、儒門救盡。諸太子大師之得也。伏願冬月無虧、常談吼石之功、夏滿愍、永讚邊屍之德。爲太子」。

い人物も多いため、表1は絶対的な数値を示すものではないし、10世紀の敦煌を支配した曹氏一族が比較的多いのも当然かもしれぬが、100人を超える人数が参加するだけの関係が新婦側の陰氏との間にあったことは考慮に含めるべき要素であろう。

さらに、表2で示したように、参列者の約2割は歸義軍の官員であり、家族や技術者も含めれば半数近い人間が歸義軍政権と何らかの関係を持っていることになる。その中には都押衛・押衛・都頭といった牙軍の中核をなす側近集團や都知兵馬使など軍事司令官らの姿も見えており、このような婚禮に節度使一族が参加していても不思議ではあるまい。しかし上述のように、節度使自身や節度副使を務めた曹延瑞などその子弟の姿が一切見えておらず、このことは奇異に感じられる。そもそもこの榮親客目は賓客用のリストであり、當事者たる新郎については明記されていない。そこで、當然豫想されるがリストに載っていない人物、すなわち曹氏一族が候補として浮上するのである。

翻って曹氏一族の婚姻関係を見ると、上掲の曹氏系圖にも示したように、陰氏夫人を娶った人物は曹延祿をおいて他に知られていない。延祿の造營した榆林窟第35窟の甬道南壁には、彼自身の供養人像と題記「勅竭誠奉化功臣歸義軍節度瓜沙等州觀察處置管内營田押蕃落等使特進檢校太師兼中書令敦煌王譙郡開國公食邑一千七百戸曹延祿一心供養」とあり、延祿が敦煌王を名乗るのは984～1002年の間だから、この期間に造營されたことがわかる。一方の甬道北壁には、彼の3人の妻の供養人像と題記が描かれ、順に「大朝大于闐金玉國皇帝的子天公主」（第1身）、「勅受清河郡夫人慕容氏」（第2身）、「勅受武威郡夫人陰氏」（第3身）とある⁶⁵。第1身のコータン公主は980年前後には延祿のもとに嫁いでおり、莫高窟第202窟、第449窟、天王堂などにしばしば延祿とペアで供養人像や題記が描かれているから、延祿の正妻とわかる⁶⁶。側室の慕容氏夫人や陰氏夫人がいつ延祿と結婚したかは定かでないが、もし延祿と陰氏夫人の組み合わせが正しいとすれば、冒頭行は、「陰家出身の（敦煌王・曹延祿の）側室である女性の婚禮の参列者リスト」と解釋できよう。

おわりに

以上本稿では、大英圖書館と中國國家圖書館とに別置されていた「甲子年榮親客目」を復元し、その内容を紹介した。本文書は、994年に催された婚禮の参加者数

⁶⁵ 『安西榆林窟』251頁。

⁶⁶ 榮1994, 115頁。

や主賓を確認するためのリストであり、参加者は敦煌在住者でかつ歸義軍政權の構成員及びその関係者が大半を占めていた。ただし、榮親客目と婚禮との具体的な関係や榮親客目の利用方法などについては、婚禮習俗や書儀に關して筆者の理解が不十分なところもあり、未解決の問題が多く残された。また、この婚禮が當時敦煌王を名乗っていた曹延祿のものであると推測したが、無論この婚禮に節度使が關與していたという明白な證據があるわけではなく、あくまで可能性の1つにすぎない。歸義軍時代官文書の多くは曹元忠～延祿時代に集中しているが、その中でもこれだけの人名・官稱號がまとまっている例は希有であり、本文書に見える參列者は、當時の歸義軍節度使政權の構造を知る有力な手がかりとなる。解決のためには、關係する同時代文書のみならず、元忠・延祿が造營した莫高窟・榆林窟に残された軍官たちの供養人題記などを総合的に見直す必要があるが、それは稿を改めて論じたい。

略號・參考文獻（ABC・五十音順）

TTD = *Tun-huang and Turfan Documents: Concerning Social and Economic History*, 5vols, Tokyo: The Toyo Bunko, 1978-2001.

『安西榆林窟』 = 張伯元『安西榆林窟』四川教育出版社, 1995.

『英藏敦煌』 = 『英藏敦煌文獻（漢文佛經以外部分）』全14卷, 四川人民出版社, 1990-1995.

『英藏敦煌社會歷史文獻釋錄』 = 郝春文(編)『英藏敦煌社會歷史文獻釋錄』既刊8卷, 科學出版社, 2001～

『俄藏敦煌』 = 『俄羅斯科學院東方研究所聖彼得堡分所藏敦煌文獻』全17卷, 上海古籍出版社, 1992-2001.

『國家遺書』 = 任繼愈(主編)『國家圖書館藏敦煌遺書』全146卷, 北京圖書館出版社, 2005-2012.

『供養人題記』 = 敦煌研究院(編)『敦煌莫高窟供養人題記』文物出版社, 1986.

『識語集錄』 = 池田温(編)『中國古代寫本識語集錄』東京大學東洋文化研究所, 1990.

『真蹟釋錄』 = 唐耕耦/陸宏基(編)『敦煌社會經濟文獻真蹟釋錄』全5卷, 書目文獻出版社, 1986-1990.

『籍帳』 = 池田温『中國古代籍帳研究——概觀・録文』東京大學出版會, 1979.

『敦煌學大辭典』 = 季羨林(編)『敦煌學大辭典』上海辭書出版社, 1998.

- 『法藏敦煌』 = 『法藏敦煌西域文獻』全 34 卷, 上海古籍出版社, 1995-2005.
- Akagi Takatoshi. 2012. “The Genealogy of the Military Commanders of the Guiyijun from Cao Family,” In I. Popova and Liu Yi (eds.) *Dunhuang Studies: Prospects and Problems for the Coming Second Century of Research* [敦煌學：第二個百年的研究視角與問題], St. Petersburg: Slavia Publishers, pp.8-13.
- Bazin, Louis. 1974. *Les calendriers turcs anciens et medievaux*, Lille: Université de Lille III.
- Giles, Lionel. 1957. *Descriptive Catalogue of the Chinese Manuscripts from Tunhuang in the British Museum*, London: The Trustees of the British Museum.
- Hamilton, James. 1986. *Manuscripts Ouïgours du IXe-Xe siècle de Touenhouang*, Paris: Peeters France.
- 1996 “On the Dating of the Old Turkish Manuscripts from Tunhuang,” In R. E. Emmerick et al. (eds.) *Turfan, Khotan und Dunhuang: Vorträge der Tagung “Annemarie v. Gabain und die Turfanforschung”, veranstaltet von der Berlin-Brandenburgischen Akademie der Wissenschaften in Berlin (9.-12. 12. 1994)*, Berlin: Akademie Verlag, pp.135-145.
- Pulleyblank, Edwin George. 1954. “The Date of the Staël-Holstein Roll,” *Asia Major* n.s. 4, pp.90-97.
- Skjaervø, Prods Oktor. 2002. *Khotanese Manuscripts from Chinese Turkestan in the British Library: A Complete Catalogue with Texts and Translations*, London: British Library.
- 赤木崇敏 2007 「歸義軍時代敦煌オアシスの税草徴發と文書行政」『待兼山論叢』(史學篇) 41, 27-53 頁。
- 池田温 1965a 「唐朝氏族志の一考察——いわゆる敦煌名族志殘卷をめぐって」『北海道大學文學部紀要』13-2, 3-64 頁。
- 1965b 「八世紀初における敦煌の氏族」『東洋史研究』24-3, 273-297 頁。
- 伊藤美重子 1996 「敦煌の婚禮資料について」『富山大學人文學部紀要』24, 324-289 頁 (逆頁)。
- 井之口泰淳 1960 「ウテン語資料による Visá 王家の系譜と年代」『龍谷大學論集』364, 27-43 頁。
- 梅原郁 1985 『宋代官僚制度研究』(東洋史研究叢刊 37) 同朋舎。
- 榮新江 1986 「歸義軍及其與周辺民族的關係初探」『敦煌學輯刊』1986-2, 24-44 頁。

- 1994 「于闐王國與瓜沙曹氏」『敦煌研究』1994-2, 111-119 頁。
- 1996 『歸義軍史研究——唐宋時代敦煌歷史考索』上海古籍出版社。
- 金子良太 1974 「敦煌出土張金山關係文書」『豐山學報』19, 118-109 頁 (逆頁)。
- 姜亮夫 1987 『敦煌學論文集』(成均樓論文輯第二種) 上海古籍出版社。
- 嚴耕望 1969 「唐代府州僚佐考」「唐代方鎮使府僚佐考」『唐史研究叢稿』新亞研究所, 103-236 頁。
- 吳麗娛 2002 『唐禮摭遺——中古書儀研究』商務印書館。
- 高國藩 1999 『敦煌俗文化學』(中華本土文化叢書) 上海三連書店。
- 沙武田·趙曉星 2003 「歸義軍時期敦煌文獻中的太子」『敦煌研究』2003-4, 45-51 頁。
- 蔡偉堂 1995 「敦煌壁畫中的《婚禮圖》探討」謝生保(編)『敦煌民族研究』甘肅人民出版社, 206-221 頁。
- 坂尻彰宏 2012 「杏雨書屋藏敦煌祕笈所收懸泉索什子致沙州阿耶狀」『杏雨』15, 374-389 頁。
- 周一良·趙和平 1995 『唐五代書儀研究』中國社會科學出版社。
- 周藤吉之 1962 『宋代經濟史研究』東京大學出版會。
- 譚蟬雪 1993 『敦煌婚姻文化』甘肅人民出版社。
- 張廣達·榮新江 1982 「關於唐末宋初闐國的國號, 年號及其王家世系問題」『敦煌吐魯番文獻研究論集』中華書局, 179-209 頁。
- 1984 “Les Noms du Royaume de Khotan,” In Michel Soymié (ed.), *Contributions aux études de Touen-Houang* 3, Paris: école Française d'Extrême-Orinet, pp.23-46, + 4pls.
- 1989 「關於敦煌出土于闐文獻的年代及其相關問題」『紀念陳寅恪先生誕辰百年學術論文集』北京大學出版社, 284-306 頁。
- 1999 「十世紀于闐國的天壽年號及其相關問題」『歐亞學刊』1, 181-192 頁。
- 2008 『于闐史叢考(增訂本)』中華人民大學出版社。
- 陳菊霞 2009 「翟使君考」『敦煌研究』2009-5, 84-90 頁。
- 鄭炳林 1997 「唐五代敦煌手工業研究」鄭炳林(編)『敦煌歸義軍史專題研究』蘭州大學出版社, 239-274 頁。
- 鄭炳林·馮培紅 1997 「晚唐五代宋初歸義軍政權中都頭一職考辨」鄭炳林(編)『敦煌歸義軍史專題研究』蘭州大學出版社, 71-93 頁。

- 唐耕耦 1996 「敦煌研究拾遺補缺二則」『敦煌研究』1996-4, 113-119 頁。
- 1997 『敦煌寺院會計文書研究』新文豐出版。
- 土肥義和 1980 「歸義軍（唐後期・五代・宋初）時代」榎一雄（編）『講座敦煌 2 敦煌の歴史』大東出版社, 233-296 頁。
- 1992 「九・十世紀の敦煌莫高窟を支えた人々——敦煌研究院（編）『莫高窟供養人題記』の數量的分析」唐代史研究會（編）『中國の都市と農村』汲古書院, 425-446 頁。
- 中村裕一 1996 『唐代公文書研究』汲古書院。
- 馮培紅 1997 「晚唐五代宋初歸義軍武職軍將研究」鄭炳林（編）『敦煌歸義軍史專題研究』蘭州大學出版社, 94-178 頁。
- 2003a 「唐五代敦煌の營田與營田使考」鄭炳林（編）『敦煌歸義軍史專題研究續編』蘭州大學出版社, 245-262 頁。
- 2003b 「唐五代敦煌の河渠水利與水司管理機構初探」鄭炳林（編）『敦煌歸義軍史專題研究續編』蘭州大學出版社, 263-292 頁。
- 2003c 「唐五代歸義軍軍資庫司初探」鄭炳林（編）『敦煌歸義軍史專題研究續編』蘭州大學出版社, 293-306 頁。
- 2003d 「客司與歸義軍外交活動」鄭炳林（編）『敦煌歸義軍史專題研究續編』蘭州大學出版社, 307-325 頁。
- 藤枝晃 1942 「沙州歸義軍節度使始末（三）」『東方學報』（京都）13-1, 63-95 頁。
- 1943 「沙州歸義軍節度使始末（四）」『東方學報』（京都）13-2, 46-98 頁。
- 馬德 1997 『敦煌工匠史料』甘肅人民出版社。
- 森安孝夫 1980 「ウイグルと敦煌」榎一雄（編）『講座敦煌 2 敦煌の歴史』大東出版社, 297-338 頁。
- 山本孝子 2012 「書儀の普及と利用——内外族書儀と家書的關係を中心に」『敦煌寫本研究年報』6, 169-191 頁。
- 雷紹鋒 2000 『歸義軍賦役制度初探』洪葉文化。
- 劉安志 1998 「唐五代押牙（衙）考略」『魏晉南北朝隋唐史資料』16, 62-72 頁。
- 盧向前 1992 「關於歸義軍時期一份布紙破用歷的研究——試釋伯四六四〇背面文書」『敦煌吐魯番文書論稿』江西人民出版社, 97-170 頁。

（作者は大阪大學大學院文學研究科助教）